

令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 宿泊基本計画

平成30年（2018年）12月20日
第8回常任委員会決定
令和元年（2019年）5月29日
第9回常任委員会一部改正

令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会宿泊基本方針に基づき、県、会場地市町及び関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、次の準備業務を推進する。

1 配宿業務の実施

【第78回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）】

- (1) 宿泊施設に関する調査の実施
選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「参加者」という。）の配宿計画の作成に資するため、県と市町が連携し、宿泊施設に関する調査を実施する。
- (2) 宿泊予定者数の把握
配宿計画の作成に必要な宿泊予定者数を把握するため、県は各都道府県等への宿泊意向調査を実施する。
- (3) 仮配宿計画の作成
宿泊施設に関する調査及び各都道府県等への宿泊意向調査等に基づき、配宿計画の円滑な作成に資するため、県と会場地市町が連携し、仮配宿計画を作成する。
- (4) 宿泊施設の充足対策
仮配宿計画において、会場地市町内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）のみでは参加者の収容が困難な場合は、会場地市町が、公共施設等の転用及び民家の利用並びに近隣（原則として県内）市町の旅館の利用を行うなど、必要な充足対策を行う。
なお、充足対策が円滑に遂行できるよう、必要に応じ、県及び会場地市町等による連絡会議を設置する。
- (5) 配宿計画の作成
県と会場地市町は、仮配宿計画に基づき、市町ごとの宿泊人数を調整の上、配宿計画を作成する。

【第23回全国障害者スポーツ大会（以下「全障スポ」という。）】

- (1) 宿泊施設に関する調査の実施
参加者の配宿計画の作成に資するため、県が、宿泊施設に関する調査を実施する。
- (2) 宿泊予定者数の把握

配宿計画の作成に必要な宿泊予定者数を把握するため、県は各都道府県・各政令指定都市等への参加意向調査を実施する。

(3) 仮配宿計画の作成

宿泊施設に関する調査及び各都道府県・各政令指定都市等への参加意向調査等に基づき、配宿計画の円滑な作成に資するため、県が、仮配宿計画を作成する。

(4) 宿泊施設の充足対策

仮配宿計画において、会場地市町内の旅館のみでは参加者の収容が困難な場合は、県が、必要な充足対策を行う。

(5) 宿泊環境の整備

全障スポの参加者が快適に宿泊できるよう、県が、必要に応じて宿泊支援用具を配置するなど、宿泊環境の整備に努める。

(6) 配宿計画の作成

県は、仮配宿計画に基づき、配宿計画を作成する。

2 宿泊本部の設置

宿泊申込み及び変更、取消しに関する一連の業務を迅速かつ正確に処理するため、国スポについては県及び会場地市町に、全障スポについては県に宿泊本部を設置する。

3 宿泊料金の決定

国スポにおける宿泊料金については、先催県の事例も参考に、県準備（実行）委員会が、旅館等の関係機関との協議結果を踏まえ、公益財団法人日本スポーツ協会と協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。

全障スポについては、国スポの宿泊料金との連携を図るとともに、旅館等の関係機関と協議し、県準備（実行）委員会が決定する。

4 標準献立の作成

参加者への食事は、安全・安心で栄養バランスに配慮するとともに、穏やかな気候、豊かな自然に恵まれた佐賀県の様々な食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。

また、選手が十分に活躍できるよう標準献立を作成するとともに、調理関係者等を対象に講習会を開催し、標準献立の普及に努める。

5 弁当の調達

昼食弁当については、国スポにおいては県及び会場地市町が、全障スポにおいては県が、必要に応じて調達斡旋を行う。

6 接遇講習会の実施

参加者へのサービスの向上と真心あふれるおもてなしを実践するため、宿泊業務従事者等を対象に、接遇講習会を実施する。

7 その他

上記のほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項については、別に定める。